

〈研究ノート〉

児童養護理論・実践・政策の関係についての一考察

—— 戦時下ならびに戦争直後における実践の変質から ——

片岡志保

要旨

本稿は、①第二次世界大戦下ならびに戦争直後の養護施設実践の記録を分析し、政策による実践の変質を明らかにすること、②子ども観を切り口に、理論と実践、政策の関係の一面を明らかにすることを目的とした。分析の結果、戦争という政策によって保護を必要とする子ども（対象）は増加した。同時に配給、応召や徴用、建物の使用制限といった政策によって、実践に必要な条件は整わず、実践の目標は変質していた。これらから、理論と実践、政策の関係について、実践の条件が整わない中で現実の必要に応じて対応した場合、実践はおのずと変質することが示された。政策によって実践が阻害される要因として、実践あるいは政策の目的の根拠となる子ども観の違いがある。実践者にとって理論ならびに実践の対象である子どもは、政策主体にとって政策遂行の利用の対象であった。子ども観の違いを埋めていく方法を見出し実践することは、児童養護理論を実践化する条件を整える手段となることが示唆された。

キーワード：養護施設、実践、政策、子ども観

I 研究の目的と方法

本稿は、①第二次世界大戦下ならびに戦争直後の養護施設実践の記録を分析し、政策による実践の変質を明らかにすること、②①を通して、理論と実践、政策の関係の一面を明らかにすることを目的とする。このことを通じて児童養護理論考究の手掛かりとしたい。

対象とする時期を第二次世界大戦下ならびに戦争直後¹⁾に限定する理由は次の二点である。第一に、特別な時期であることは否めないものの、施設実践が政策にとくに翻弄された時期であり、理論、実践、政策の関係がより分かりやすいと考えるからである。第二に、人権の尊重と社会正義を価値とする社会福祉実践にたずさわる私たちは、戦争は子どもをどのように扱い、子ど

もに何を与えるかという事実を知っておかなければならないと考えるからである。第二次世界大戦は人類史上最大の世界大戦であり、日本の加害、被害が世界や日本の人々に与えた影響はすさまじいものであった。日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三本柱とし、二度と戦争をしないための具体的装置として制定された。他の法律がそうであるように現在の児童養護施設の根拠となる児童福祉法もまた、日本国憲法の理念を具現化するための法律として第二次世界大戦に強く影響されて成立している。戦争、あるいは政策が施設実践に与える影響を整理することは「戦後」を継続させるため意義のあることだといえよう。

戦時下の子どもの保護・養育を目的とした施設がどのような状況であったかについては各施設の『施設史』や全国社会福祉協議会（以下、全社協）養護施設協議会（現在は全社協全国児童養護施設協議会）発行の記念誌（1966、1976、1986）などに記録や証言として残されている。また、『羽曳野学校：戦災孤児の生活記録』（1952）など戦争直後の「孤児」「浮浪児」の実態について述べた文献も多い。逸見勝亮（1994）は実践者の手記などの資料を用い、敗戦間際の日本各地の孤児の実態を政策と実践から立体的に明らかにしている。これらは戦争が子どもに与えた影響を述べているものの、戦時下ならびに戦争直後の保護・養育を目的とした施設実践がどのような理論にもとづいてなされていたのか、またそれが戦争（政策）によってどのような影響を受けたのかという点に焦点を当て、変化を述べた先行研究はほとんど見当たらない。

村岡末広（1970年当時、養護施設長）は季刊誌『児童養護』の「養護施設の中の児童観 児童処遇と養育観」をテーマとした座談会において次のよう述べている。「養護施設における児童処遇をめぐる、戦後様々な論議がなされましたが、いずれのときにも児童をどう捉えどう見るかによって大きな違いがあったと思われます」（村岡他1970）。テーマと発言内容からわかるように、村岡は、養護施設実践は児童観（＝子ども観、以下同じ）によって変化することを指摘している。このことは政策にも当てはまると考える。つまり、政策主体が子どもをどう捉えどう見るかによって、政策が変わってくるということである。以上のことから、子ども観を理論、実践、政策の関係を考える切り口としたい。

なお、児童福祉法制定以前は「養護施設」という決まった名称はないものの、戦後「養護施設」となった施設を対象としているため、便宜上「養護施設」に統一する。また、本稿において「理論」とは養護施設実践に対する「理論」をいい、「政策」とは養護施設あるいは養護施設で暮らす子どもに対する政策のことをいう。

本稿は、理論、実践、政策という三者の関係の手がかりを得るために、政策による実践の変化を明らかにするものであることから、三者のなかでも実践と政策の関係分析が中心となる。よって、はじめに分析ならびに考察の前提として理論と実践の関係について筆者の考えを述べる。次に、施設の実践記録を分析し政策の影響を述べながら実践の変化をたどる。そして、そのような政策を制定した政策主体の子ども観について考察し、最後に理論、実践、政策の関係について述べてまとめとする。

理論に基づく実践と読み取れる記録が残っている仙台基督教育児院、石神井学園の実践を分析

の対象とした。

II 理論と実践

『広辞苑第六版』によれば「理論」とは、「① (theory) ⑦科学において個々の事実や認識を統一的に説明し、予測することのできる普遍性をもつ体系的知識。⑧実践を無視した純粹な知識。⑨ある問題についての特定の学者の見解・学説。⑩論争〈日葡〉」(新村 2008 : 2968) とある。本稿が対象とする理論は、①の⑨「ある問題についての特定の学者の見解・学説」と考えられる。

同様に、「実践」とは「①実際に履行すること。一般に人間が何かを行動によって実行すること。②[哲]⑦人間の倫理的行動アリストテレスに始まる用法で、観想や制作と対比される。カントなどもこの意味で用いる。⑧人間が行動を通じて環境を意識的に変化させること。この意味での実践の基本形態は物質的生産活動であり、さらに差別に対する闘争や福祉活動のような社会的実践のほか、精神的価値の実現活動のような個人的実践も含まれる。認識(理論)は実践の必要から生まれ、また認識の真理性はそれを実践に適用して検証されるという立場で実践の意義を明らかにしたのはマルクスとプラグマティズムである。↔理論」(新村 2008 : 1254) とされる。本稿が対象とする実践は、②の⑧に当てはまると考えられる。また「実践」は「日本語の日常用法では、言葉や知識(ないし理論)に対するものとして、〈行為〉〈実行〉〈遂行〉を意味している」(丸山 1998) とされる。

理論と実践の関係のあり方については、18世紀以後カント、ヘーゲル、マルクス、パースなど様々な見解がある(荒川 2007)。現段階で筆者は、社会福祉における理論と実践の関係について、「実践によって理論が生まれ、理論によって実践が修正補強される」(荒川 2007) と考える。

ところで、社会福祉という学問は現実を対象とし現実にはたらきかけるという特徴を持つことから、本稿において社会福祉における「理論」は「対象(現実)」「目的」「方法」を主な構成要素とすると操作的に位置づける²⁾。生活の場である養護施設の実践は、職員集団によってなされる。実践はその時その場の現象に対処するだけでなく、子どもの成長を見据え発達のあり方などを踏まえた意図的な行為が求められる。それは「言葉や知識(ないし理論)に対するものとして」存在する。

III 実践記録分析

吉田久一は戦時厚生事業における児童保護の動向について、「育児施設で建物が徴用され工場や工員寮に使用されるものもあり、施設従事者の応召も続いた」(吉田 1979 : 331) と指摘している。このような政策が養護施設実践にどのように影響したか分析する。

1. 仙台基督教育児院の労作教育実践と政策

(1) 戦時下—1930年代

労作教育はもともと大正デモクラシーの新教育運動のなかで提唱された一つの教育方法であった³⁾(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 213)。

当時、仙台基督教育児院は大坂鷹司が院長を務めていた(第七代院長 1932～1967年)。1932(昭和7)年5月24日に院長に就任した大坂鷹司は、施設経営の立て直しに直面する。その方策である「院内における児童処遇の改革」の一つが、労作教育である。大坂は就任当時の様子を手記に次のように記している。

子供たちはその頃、男児は家庭館に女子は主として本館に収容されておった。家庭館を見廻って見ると、子供たちは古い鋸やカンナをもって、一生懸命お舟やら軍艦やらを造っている。柱や縁側をきずつけるので、始めのうちは叱って見たが、然し自分で玩具を造って遊んでいることは大変結構なこと、むしろこれを指導したほうがよいのではないかと考えて国立工芸指導所長国井喜太郎氏にお目に掛りご尽力を願った(佐藤 1952a: 160)。

大坂が施設長に就任した翌年、「玩具教室」という名称の建物が設置されている(本間他 2010)。ただし、「労作教育という場合、玩具製作に限らないで、養蚕・牧畜・園芸・藤細工等も含めてみるのが適切である」(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 214)とされている。

労作教育の導入について、大坂は子どもたち自らの「自由意志の発動」をもっと積極的に開花すべきものととらえ、「今の処利益が目的でなく院児の心を和がしめ娛しませることを主」(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 214)としていた。小松島に移転をした1935年の「事業経営ノ方針」には、乳児部の拡充とともに、農業その他による自給自足が示されている(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 235-36)。1939年には、これまで、二、三年実践して来た労作教育をさらに整理し、体系立てる(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 265)。それは「将来の生活主体者の育成という目標を持って、日々の院内生活自体に教育的機能を持たせた」ことなど「当時の『育児事業』のカテゴリーをはるかに超える画期的なもの」であったとされる(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 266)。

(2) 戦時下—1940年代

1940年に作成された育児院の配置図によれば畑地は7,759坪も開けており、果樹園や苗木の育成、大麦・小麦、乳牛、山羊、養豚、養蜂の飼育も院児の手によって営まれ、養鯉や製炭も始めている(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994: 235, 269)。

1941年当時の労作教育について、『仙台基督教育児院八十八年史』は育児院月報をもとに次の

ように述べている。

しかしながら、本来の労作教育が目指す目標も、この時局では変質して来るのもやむを得なかった。そこでは「皇国の子として神の聖旨に適ふように教へ育てて、これを国家有用の人材たらしむ」ことがその目的となった。また、農村の自力更生運動にならって、育児院の農業経営も「翼賛する村」の見習うべき手本となっていく。職員も院児たちもそのような意気込みであったという。（仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994：266）

このように「自由意志の発動」をめざして取り組まれた労作教育の実践目標が「時局」によって変化し、実践が変質したことが示されている。育児院では子どもたちが食べ放題に食べることを自慢していた。しかし、1942年ごろになると米は配給制になり食べるものが制限され、従来「満腹主義」を改め、一人一日分の米を量って銘々一人分ずつの分量を定めて与えることが余儀なくされた（仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994：275）。1942年、1943年の史料から「労作」や「職業教育」が抜け落ち、農園等に対する位置づけは従前の「将来のための職業教育」から「食糧の自給」の場へと重点が移っていったことが指摘されている。「もともと『職業教育』の中に『自給』も内包されていたが、より後者が強調されることになった」という（仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会 1994：269）。大坂多恵子は「なぜ飢えているかという、配給が、施設は準世帯の扱いで一般世帯の8割しか来ない⁴⁾」という当時の事実を明らかにしている（仙台キリスト教育院 100年史編纂実行委員会 2007：153）。

食糧難について、大坂は1951年の創立45周年記念祭の折に「空襲警報よりも恐ろしい毎日の空腹」と表現し「一番つらかったのは軍人援護会東京職業補導所の疎開を受けた当時」としている⁵⁾。「旧軍人の未亡人とその子供達が60人程おりましたが、その子どもたちには三度三度の食物が十分あり、お菓子でも餅でも沢山準備され、毎日おやつも必ず出る」。それに対し、育児院の子どもたちの食事は「ジャガイモやカボチャをドロリと煮た重湯」を一日に二度、「おやつなど無論ありません。ホホエミを何処かへ置き忘れてきた子供達は、動くとお腹がすくといって、いつまでもジッとシャガンでおります」などと述懐している（佐藤 1952b：278-79）。この事実は「当時の法律では軍事扶助法の給付がいちばん高く、つぎが戦時災害保護法、いちばん低いのが救護法だった。つまり軍人優先だったのです」（社会福祉研究所 1978：279）という葛西嘉資（1944年1月25日～1948年3月15日厚生省社会局長）の証言からも裏付けられる。

(3) 戦争直後

1945年11月27日の大坂院長名の報告書によれば「育児院附属ノ野菜畑、果樹園（林檎、梨、柿等）養豚場ノ設備アリタルモ近年労働者ハ応召又ハ徴用ノタメニ人手不足トナリ（中略）果樹園ハ収穫皆無、野菜類ハ減少又ハ養豚場ハ飼料ナキタメ事業を中止セリ」という状態であり「農

業従業員復員セシヲ以て農園、果樹園、牧場等ノ復興準備中」であると記されている（仙台基督教教育院八十八年史編纂委員会 1994：293-94）。また、木工玩具による労作教育は指導教員の転職⁶⁾、助手の軍事工場徴用などによって1943年に休止している（仙台基督教教育院八十八年史編纂委員会 1994：280）。

ここまで、労作教育を通して戦時下ならびに戦争直後の実践の変化を見てきた。仙台基督教教育院に関して言えば、養護施設は一般世帯の8割の配給にとどまり、配給という政策が養護施設の食糧難を助長していた。ならびに応召や徴用という政策によって、人手不足となり労作教育は実践できなかったことがわかる。この時期の労作教育のてん末は、吉田の指摘した子どもの保護・養育にかかわる出来事や事実が、子ども自身や実践にどう影響したかを示す具体例といえよう。

2. 石神井学園の実践と政策

(1) 家庭的運営

石神井学園は1943年1月8日に使用を開始した。1947年に石神井学園長に就任した堀文次は、石神井学園の建設過程について次のように述べている。

巣鴨分院時代における育児の欠陥は一寮三十人前後の寄宿舎制で、保母の保育の手が子供の躰に届きかねる結果、所謂ホスピタリズムの濃厚な、躰不十分の子供が多く、従って社会生活に適応しないものが少なくないといふ点にあった。石神井学園の建設は、この多年のホスピタリズムを徹底的に止揚し、普通家庭の児童と大差ない程度に育てるため、できるだけ家庭的に社会的に運営しようといふ構想を持ってその設計にかかったのである。したがってその企画にあたっては従来の施設形式を避け、管理事務所を中心として垣や扉のない住宅形式のものを作ろうという意見さえ出たほどで、養育院の上下を挙げていかに社会的な家庭的な様式の採用に熱心であったかが窺われる（東京都石神井学園 1949：84）⁷⁾

このような過程を経て、石神井学園は次のような設計となった。

寮舎施設には格段の配慮を傾け、二階建て寄宿舎寮二棟、家庭寮は職員夫妻寮五棟、保母寮五棟と三様の制度を折衷的に採用し、各その長所を摂取して渾然たる家庭的愛育の効果を発揮せしめんとするもので、一寮の児童約十五名、全体として定員三百名を基準としている（東京都石神井学園 1949：72-73）

これらの記述からわかるように、一寮の子どもの人数を30人から15人へと集団の単位を以前よりも小さくすることを「ホスピタリズム」という児童養護問題の解決の方法論のひとつとし

て実践しようとした。開設当初の石神井学園は、生活集団が18集団に分けられ、定員300名に対し227名の子どもであった（東京都石神井学園1949：73、75-76）。

ところで、養護施設は1942年に全国に117の施設（取扱児童数9700名）があったが終戦時1945年には86施設（取扱児童数5600名）に減っている（全社協養護施設協議会1976：27）。このような施設の減少は政策に大きくかかわっている。たとえば、石神井学園の子どもたちの塩原疎開に際して次のような経過があった。

昭和二十年に入るや当地は成増飛行場爆撃の余波を受け、付近に屢々爆弾の投下を見た。而して四月十二日の爆撃は苛烈を極め校内東隣の畑に投弾を見、為に近くの職員公舎と寮舎は爆砕されるに至ったので、即日養育院の疎開地塩原温泉に疎開することとなり、翌13日児童の大部分は板橋の本院に引上げた処、その夜養育院は焼夷弾の上空襲をうけて殆ど全焼、児童は身を以て防空壕に避難し漸く遭難を免れたが、逃げ遅れた三名の児童は遂にその犠牲となって焼死した。（中略）

留守施設は三宅島の引上げ児童の一時保護をしたり、六月末より七月初めにかけて行われた第一回の上野浮浪者一斉収容のため養育院に入院せる浮浪者や婦人老人の収容を行った。又更に戦争激化するや大泉師範学校に駐屯せる陸軍部隊の一支隊が使用する処となって兵営と化したのである（東京都石神井学園1949：78-79）

戦後1946年の様子について、堀は次のように描写している。

焼失家屋浴場一棟、爆砕寮舎二棟、同じく職員公舎三棟程度の被害であったが、その爆風のため全施設の窓ガラスは殆ど破れ、屋根瓦は破損して諸所に雨漏りを生じ、養育院本院罹災の為め相当の器具類を移管したり、又四月十三日本院に疎開して大部分の蒲団、児童服を焼失し、その上三ヶ月に渡り陸軍部隊の兵営と化した学園施設は殆どガラン洞と化したといっても過言ではなかった（東京都石神井学園1949：82）

1946、47年度に復旧工事に着手し、1947年度半ば、堀が学園長に就任したのちに「浴場一七坪の建築、木工場の板敷広間を切開いて陸軍が自動車倉庫とせるものを復旧し、三千枚のガラスを入れて、一応日常の児童起居に事欠かないまでに復旧を見た」（東京都石神井学園1949：82）とある。

ここにあらためて言うまでもなく、施設での生活を必要とする子どもたちは、その時点ですでに養育者を失って施設で暮らすに至っている。そのうえさらに、戦争という政策が懸命に生きる子どもの命を奪い、施設を焼き払い、あるいは軍利用を優先させるなどして、子どもの衣食住を奪ったことがわかる。

このように施設敷地や建物の使用が爆撃や軍利用によって制限される一方で、子どもの人数は

増加した。先に示したように、石神井学園の定員は300名であったが戦後1948年には410名、1949年には375名の子どもが在籍している（東京都石神井学園1949：88-89, 102）。1949年当時の状況として「東京都に於ける児童施設不足のため児童は増える一方で、一寮の児童数は殆ど定員の一倍半乃至二倍に達し、我々が学園新設前から所期した家庭的躰の徹底という点に就いては相当の距離が認められ」（東京都石神井学園1949：85）る状況であり、「ホスピタリズム」という児童養護問題の解決の方法論を実践することはできなかった。

(2) アフター・ケア

「大塚生活補導館」は1942年3月末⁸⁾に「養育院出身児童のアフター・ケアをなす為」（東京都石神井学園1949：58）開設した。「総合施設主義の当然の帰結でもあった」（東京都養育院1974：331-32）とされる。

掌理事項は出身児の保護誘掖、特殊な不具児童や上級学校通学生の収容指導、児童の医学的心理学的鑑別及び両三年来養育院庶務課にて着手せる出身児童調査鑑別を引き継ぐ等であった。かくて同施設は巣鴨分院出身者の保護連絡施設として次第に利用せられ、為に石神井学園においては帰園の卒業生に煩わされることなく在院児童の教育に専念するの便益を得ていたが、戦争激化による東京都行政機構の簡素化のため昭和十八年十月廃止せられた。（東京都石神井学園1949：59）

このように、現在でいうところのアフター・ケアの実践が試みられていた。「戦時期にもかかわらず、優れて理想主義的な処遇を展開しようとした」（東京都養育院1974：326）事業であり、すでに実践において有効活用されていたが、政策によって実践は中座した。

(3) 「浮浪児」への実践

1945年10月25日の20名の入園を皮切りにした「浮浪児」について堀は次のように述べている。

而してこれが収容を開始するに際し、多数浮浪児の収容は、在来の学園児童を悪化する虞れなきやといふことに就いては、一応懸念したのであったが、他に適当なる施設が無い為め、収容のやむなきに至ったのであったが、日を経るに従って、この懸念は現実となって現はれ、浮浪児の逃亡は勿論、その道づれに学園の不安定児童を誘ひ出し学園としては非常なる窮地に立つにいたった。

ここに於て養育院に於ては浮浪児を直接学園に送致する^{ママ}の方法は避け、同年末⁹⁾には板橋大山施設内に幼少年保護寮を設置し、浮浪児は一先づ同寮に収容し一定期間の馴治と訓練を得て石神井学園に移管されることになったので、著しく入園児童の問題は解決された。（東京都石神井学園1949：80）

つまり、「浮浪児」を対象として「一定期間の馴治と訓練」を目的とした「幼少年保護寮」を設置したことが述べられている。

千葉県が1945年8月から1948年5月までを対象として行った実態調査では、無断退所が施設退所理由の32.9%にのぼっている（千葉県衛生部栄養課1948）。また松島は「タケシちゃんはGHQに16回捕まって、16回石神井学園を逃げだしたという子です」（児童福祉法研究会1995）と述べている。これらの調査や回想が示すように、子どもたちの「収容即逃亡」（東京都養育院1974：451）という状態に対し1946年6月、「占領軍当局は『如何なる方法をとるも彼ら児童を逃がすべからず』という厳しい口頭命令を出した」（東京都養育院1974：451）。「強制収容は（中略）占領軍の方針と都の意向の下に社会秩序対策として、つまり、防犯上の理由により、強行された児童処遇であったといえよう」（東京都養育院1974：453）と述べられている¹⁰⁾。

幼少年保護寮は「馴致と訓練」あるいは「社会秩序対策として」という複数の観点から使用が開始された（東京都養育院1974：453）。方針については次のように記してある。

- 一、施設に厳重な垣を施し児童が簡単に逃げ出せないようにする（中略）。
- 二、昼夜交代の守衛を置きて逃亡を監視する
- 三、上野駅に特に本院より数人の職員を派遣し発見次第浮浪児童を毎日収容する。
- 四、外的に強制収容すると共に内面的には処遇を改善し真に同施設に居ることを楽しむやうにする。
- 五、相当の硬教育を施し浮浪習癖の修正に努めると共に漸次院内生活に馴致せしめること。（東京都養育院1974：451-52）

当時保母長であった金城芳子¹¹⁾によれば「その収容状況は、幼少年保護寮の窓に竹格子をはめ、周りには柵を巡らし、逃亡監視には長いむちを持って当たった」が、「具体的方針の四については、対象者の性格と施設環境の不備を考えぬ単なる理念の空転でしかなく、実際はむしろ逆であり、五についても、事実は何もなし得ず、硬教育とか矯正、馴致という前に、ただ食べさせることに追われていたのが実際であったという」（東京都養育院1974：452）。当時の様子は次のように記されている。

狩り込みには私のような女子職員も出かけた。警察と民生局と養育院が共同してやるのだが、上野駅の地下道、浅草の盛り場、有楽町のガードへ行くと、汚いかつこうをした浮浪者がごろごろしている。それをかたっぱしからだからいろんな人種がいた。チンピラ、やくざ、元スリ、あらゆる種類の職人、毛色の変わったところでは元陸軍将校なんていうのもいた。子どもたちも米軍相手、闇成金相手の靴磨きで稼いでいる者もいれば、闇屋の手先、やくざの使い走りもいる。エロ写真売りもいる。

そういう人たちが、養育院を一夜宿のつもりで、狩り込まれたあと、D・D・Tを鼻

の奥までまかれて、野天風呂に入れられ、米軍からあてがわれたダブダブ服を着せられて一日二日泊ったかと思うとさっさと出て行くのが多かったけれども、なかにはいついて重宝に使われた人も少なくなかった。

子どもたちは幼少年寮に入れられた。ところがすぐ逃げ出すものだから米占領軍から出してはいけないときついお達しが出た。幼少年寮のまわりには高い矢来垣をめぐらし、まるで動物園みたいに囲いこむことになった。そして番人に登用されたのが、やくぎ上がりやすり上がりの若い収容者である。(中略) 収容者を見張り番に使うと、前歴が前歴だからドスが利いて凄味はある。ボスとして統率はうまかった。

けれども、すぐにボスの力を発揮しすぎ、暴力はふるう、弱肉強食みたいなことになってたちまち大問題になってしまった。(中略)

子どもたちも狩り込まれても狩り込まれても逃げ出し、嚴重な監視下に置かれれば兇暴化したり不良化がひどくてほんとに手に負えなかったが、一方ではまた立ち直っていく優秀な子どもも少なくなかった。

乳飲み子も幼児もあとからあとから入ってきた。一棟だけ焼け残った本院の育児室をあてた一時保護所には、一日として新入りのない日はなかった。(金城1980:386-89)

そうして、「幼少年保護寮にいったん収容されてから、一応の鑑別を受け、約一か月程度訓育を施された後、(中略)移された」(東京都養育院1974:454) 子どもたちは、石神井学園にも入所をした。

このように「浮浪児」に対しては、別の施設を設けて「矯正」「馴致」「訓育」を施すという方法を実践しようとしていた。しかし、金城の証言にあるように実際には「ただ食べさせることに追われていた」ため、その方法が実践されたとは言えず「強制収容」の側面が強かった。

IV 政策主体の子ども観

このように見てくると、政策が理論の実践化を阻んだ事実があったことがわかる。戦争という極めて特殊な政策ではあるものの、政策が理論の実践化を阻害する要因について分析を進めたい。冒頭に述べたように、筆者は政策主体が子どもをどう捉えるかという「子ども観」によって政策が変わってくると考え、政策主体の子ども観、とくに保護を必要とする子どもをどう捉えていたかに注目する。

1. 戦時下一戦争遂行のための人的資源としての子ども一

(1)「国児」と人的資源の補強培養としての養護施設

第二次世界大戦下、社会事業あるいは厚生事業について人的資源確保の一面が強調されたように、児童保護事業・育児事業も国家のための人的資源対策となっていた。たとえば、『仙台基督

教育児院八十八年史』においては次のように示されている。1940年11月28日、県庁において「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」の謄本が仙台基督教育児院に「下付」され¹²⁾、それは「要するに収容児童といえども、将来の兵力ないしは銃後を守る人になれという勅語」であったことが指摘されている。また、創立35周年記念式（1941年10月26日）における「全国育児事業協会の大久保武会長の祝辞は、もっぱら育児院の使命が『人的資源ノ補強培養』にあることを強調するものであった」ことも指摘されている（仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会1994：258, 273）。

1945年6月28日¹³⁾に示された大日本帝国政府公文書「戦災遺児保護対策要綱」は「戦時下の児童観を伝えている」（児童福祉法研究会1977）と評されている。それは「方針」と「要領」からなる。

方針からは、戦争末期、戦災によって親や保護者を失った孤児を「国児」と位置づけたこと、国児を国が「保護育成」することによって殉国者の遺児であることを誇る気持ちを永遠に保持させ「宿敵撃滅への旺盛なる闘魂を不断に涵養」しようとしたこと、家族のあるものも憂うことなく本土決戦に備えるための手本としようとしたことがわかる。

要領は1 遺児保護機関ノ確立、2 遺児ニ対スル社会的処遇ノ確保、3 国児訓ノ制定、4 国児登録制ノ実施、5 保護育成ノ方法で構成されている。2には「孤児等ノ名称ヲ廢シ爾今『国児』ト称セシムルコト」とあり、5には（1）養子縁組ノ斡旋、（2）個人家庭ニ対スル教養ノ委託、（3）集団ニ依ル保護育成などがある。集団ニ依ル保護育成については「遺児ヲ集団保護育成スル為国ニ於テ直接施設を設置スル外適当ナル施設ニ収容ヲ委託シテ育成スルコト」とある（児童福祉法研究会1977）。

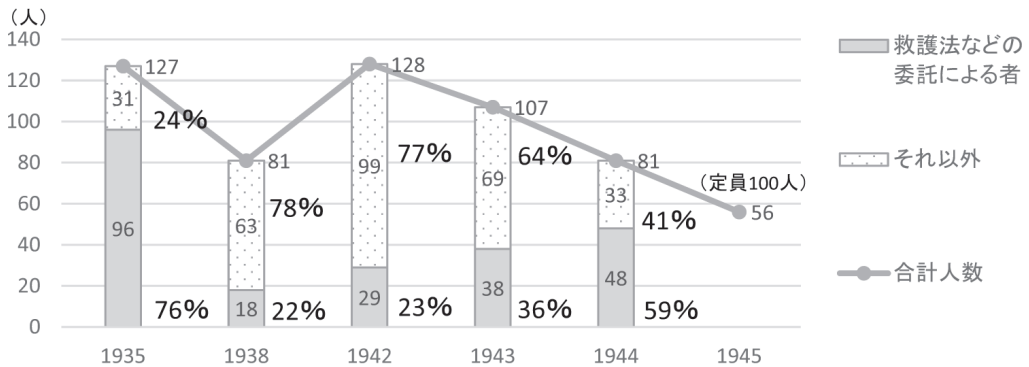
（2）政策運用の実態

逸見は、この「戦災遺児保護対策要綱」について、実態はもっぱら養子縁組の斡旋に重点があり、集団保護育成施設設置については具体的でなく財政措置も明瞭でなかったこと、「孤児保護対策は政府が管理するとしながら、国家の責任を鮮明にしたとは言い難い」ことを指摘している（逸見1994）。国家責任を果たしていない具体例のひとつとして、時期はややさかのぼるが、1929年に公布された救護法が1932年まで施行されていなかったことが挙げられる。1931年の官報には「我が国における児童保護事業の状況（その一）」として貧困児童の保護状況が次のように記されている。

昭和四年四月救護法が制定されているけれども、これに要する財源が捻出されないの
 でいまだ実施されない。（中略）かくて、救護法実施の暁には前記三万五千（人：筆者
 注）の救助を要する児童のための救助費予算年額は約二百万円を要する見込みである
 （官報1931年2月18日）。

この記述から、救護法第一条により「貧困ノ為生活スルコト能ワザル」状態にある救護を要すべき全国約3万5千人の「十三歳以下ノ幼者」は、政策主体にとって何ら対象とされていなかったことがわかる。このような政策運用のもと、仙台基督教教育院においては「院費」に拠る子どもなど、委託費以外の子どもが8割近くになることもあった(表1)。

表1 仙台基督教教育院 児童数と委託児童の変化(人)



内訳(人)	1935	1938	1942	1943	1944	1945
扶養義務者より養育料を納むる者(有料)	31	6	25	22	12	
院費(無料)		57	74	47	21	
救護法などの委託による者	96	15 _{※1}	29	38 _{※2}	48	
合計	127	81	128	107	81	56

(仙台基督教教育院八十八年史編纂委員会 1994: 247, 255, 278, 282, 283, 293)

※1 軍事扶助法による

※2 救護法, 母子保護法による

養護施設の対象となった子どもについて、『全養協20年の歩み』によれば「終戦直前の養護施設は、救護法による救済理念により送致されてくる子供と¹⁴⁾、軍事扶助法からさらに発展して国児として、国家的責任を明白にした待遇を以て迎える形の子供と、その他の事情で、施設に直接依頼される子供を、施設の自主的判断で引受ける子供、以上三種類を対象児童」(全社協養護施設協議会 1976: 27)としていたという。1940年当時においては、社会事業法(1938年成立)による国庫補助金は従前に比して増額されたものの、「育児施設」への一人当たり委託料は一日35銭ないし40銭であり、施設本来の要求する補助額にまでは達していないという指摘がある(安江1940)。ちなみに、品川区の学童疎開の子どもたちの生活費は1日当たり約67銭であった(品川歴史館2006)。

政策主体は子どもを「国児」ととらえながら財政措置をとらず、実践分析に示したように食糧難がもたらされた。政策主体は保護を必要とする子どもの命を守ることを目的としていなかった

ことが推測される。第二次世界大戦下、政策主体にとって子どもは政策（戦争）遂行のための資源であって子どもの命は付属物にすぎず、守るべきものとして認識されていなかった。それは様々な事情で施設に暮らす子どもにおいても変わりはない。「戦災遺児保護対策要綱」が沖縄の組織的な戦争が終結したとされる1945年6月23日の数日後に示されたことを思えば、敗戦の色濃くなってなお、本来保護の対象となるべき子どもがいよいよ国民の戦意を鼓舞させるための象徴とされた。

2. 戦争直後－占領政策のための子ども－

戦争直後の政策主体の子ども観について検討する際、占領政策における子ども観を検討することは欠かせない¹⁵⁾。浦辺史は占領政策と子どもについて次のような指摘をしている。

アメリカ占領政策は「われわれの最大の希望は子供たちのうちにある」「如何なる希望も現代の児童たちによる」といって、とりわけ児童の教育と福祉を重視した。国民が子どもたちの不幸の前に苦悩している時に、占領軍の親心は被占領の日本人を精神的に馴致する上に子どもがたくみに利用されたのであった。（浦辺 1977）

実際、1946年9月9日付けの「日本国政府宛『世話と保護を要する児童』の提案について」と題する連合国最高司令官総司令部公衆衛生福祉局の覚書には、「一定の方針に沿った、児童の世話及び保護の分野における活発な政府活動を要求すること」は「日本に対する合衆国の政策と首尾一貫している」（社会福祉研究所 1978：143）ことが明記されている。

浦辺は1947年4月から6月にフラナガン神父が来日したことに触れ、「（フラナガン神父の）助言はわが国養護事業推進に一役かった」（浦辺 1977）と述べている¹⁶⁾。ラジオドラマ「鐘の鳴る丘」は、1947年7月より3年間、NHKラジオで土日を除く夕方15分間放送された。戦後混乱のなかにある東京と美しい信州の高原を舞台に、戦地から復員してきた主人公加賀美修平と孤児の隆太、黒ちゃん、巖ちゃんらが孤児を食い物にする町のボスと戦い、最後に幸福になるというというあらすじである（上 1985）。原作者の菊田一夫は「占領軍の統治が終わるまでの七年間、なんと言っても厳しかったのは教育番組に対しての方針だったようだ」とし、「鐘の鳴る丘」については次のように述べている。

「鐘の鳴る丘」が企画されたのはCIE¹⁷⁾内部に、その以前から、浮浪児救済問題を探り上げる企画があったところへ、フラナガン神父が来朝したので、これを機会に……と、いうことになったのだそうです。私をCIEのスク립ト係のデスクに招んだのは、H.ハギンス氏でした。（菊田 1952）

このようにフラナガン神父の来日を契機としていた「鐘の鳴る丘」は、「その娯楽性を通じて

日本の子供たちに民主主義教育を施す」という使命ももっていた。しかし、全国から「子供の民主主義教育と旧来からの家族制度というもののギャップに対しての親たちの反発」が寄せられた。それに対してCIEが菊田を支持し励ましたのは1948年秋ごろまでのことだという。菊田は、占領軍そのものの方針が変わってきたことをひしひしと感ずるようになり、そのあたりから、唯の娯楽番組として方針を変えたと述べている（菊田1952）。

逸見によれば、主題歌の合唱・番組タイトルのあとに「此の時間の毎土・日は青少年の不良化防止の問題に取材した連続放送劇『鐘の鳴る丘』を放送致します」とナレーションが続いたという。小俣は、GHQ時代には、政策の遂行とプロパガンダとして積極的にラジオが「キャンペーン放送」に活用されたことを指摘し、「鐘の鳴る丘」は「子どもたちの不良化防止」のキャンペーン・ドラマとして人気を博したと位置づけている（小俣2012）。

政策主体は「民主主義化を強めることを目指して」児童福祉に注目をした（1978社会福祉研究所：143, 147）。しかし、保護を必要とする子どもに対して「窓に竹格子をはめ、周りには柵をめぐらし、逃亡監視には長いむちを以って当たった」という石神井学園の実践¹⁸⁾や、「浮浪児」に対する国民の態度¹⁹⁾から、ラジオドラマは「浮浪児・戦争孤児に対する憐憫と恐怖感をないまぜにしたイメージの形成と固定に大きく預かった」（逸見1994）にすぎなかったと言えよう。

また、「あのころの日本に、対抗できるような理論や技術がありましたか。ありませんですよ」（社会福祉研究所1978：289）という葛西の発言や、当時のラジオ番組に関する「いずれにしても彼らと入れ換って、もしも日本人が占領軍であったとしたら彼らがやったほどの仕事はできなかったでしょう。と、いうのが彼等からこの七年間にうけた私の感想です」（菊田1952）という菊田の発言などから、「占領軍の親心、児童への関心は、日本国民の生活態度をアメリカの生活態度に作りなおさせ占領政策にしたがわせるため利用されたのであるが、反面日本の児童諸政策の民主的発展の礎石となった」（浦辺1957）という一面があったことも事実であろう。

V まとめと課題

1. 政策による養護施設実践の変質

1930年代にはじまった仙台基督教育児院の労作教育は、1940年代に入って実施された統制経済による配給が一般世帯の8割にとどまり食糧難を助長したことなどから、本来の目標から変質した。戦争直後は人手不足によって実践できなかった。また、1940年代はじめ、石神井学園ではホスピタリズムという問題に対して「できるだけ社会的家庭的に運営しよう」という構想を持っていたが、戦争が終わっても実践することはできなかった。次いで取り組まれた「浮浪児」に対する実践も「単なる理念の空転」でしかなかった。これらの実践では、配給、応召や徴用、建物の爆撃や軍利用による使用制限といった政策によって、また同時に戦争という政策の生み出した保護を必要とする子どもの増加によって、実践に必要な条件を整えることはかなわなかった。

2. 理論と実践，政策の関係—政策主体の子ども観の視点から—

理論と実践，政策の関係について，実践の分析と政策主体の子ども観の検討の結果わかったこととして，2点挙げる．1点目は，理論を実践化するための条件が整わない中で現実の必要に応じて対応した場合，実践はおのずと理論の目的から離れ変質していくということである．食糧については戦争後1946年7月ようやく旧軍用物資の放出がはじまった．「無断退所が物資が比較的豊富になり、『ララ』物資が給与されるようになってから減少した」（千葉1948）ことが調査で明らかなように，施設においてはララ物資による救援が届くまで，養護の基底部分である生命維持の条件すらなかった．養護問題が深刻であればあるほど，理論を実践化するための条件が整うことを待たずに，また，実践者自ら子どもへの対応の目的を問う間もなく問題に応じることが求められる．このように，理論に裏打ちされた実践を行うことができない一因として，理論を実践化するための条件が整わないこと，ならびに養護問題の深刻さの度合いがあることがわかる．2点目は，少なくとも本稿が対象とした期間において，実践者にとって理論ならびに実践の対象である子どもは，政策主体にとって政策遂行の利用の対象であったということである．1966年の時点において全社協養護施設協議会は「国児」という子どものとらえ方について，「昭和七年以来の救護法の問題，即ち慈恵の救済保護とは全く異なった思想で，対象の捉え方がなされていた」とし，「それが誤った戦争目的遂行の手段とは言え，国家が直接責任を負わんとした画期的な構想であった」と評価している（全社協養護施設協議会1966：25-26）．「国児」政策によって政策主体が対象の範囲を広げたことは事実であって，全社協養護施設協議会の積極的な評価は，「戦時厚生事業を契機として，国家政策としての政策構造と責任体制の確立，社会事業の未発達と慈恵の性格の克服をめざし，対象の国民全体への一般化と事業の普遍化を期待した動き」（永岡2002）と読める²⁰⁾．実践者がそのような「期待」を持つほど当時の子どもの状態が深刻であったとはいえ，政策主体の子ども観が政策遂行の利用の対象であることを考慮すれば，政策主体は子どもの人格や命は人的資源の付属物に過ぎないととらえていたといえよう．分析で明らかにした事実は，子どもに対する政策の実態が子どもの命や育ちに対して責任を負おうとしたものではなかったことを示している．また，これらから，政策によって実践が阻害される要因として，実践あるいは政策の目的の根拠となる子ども観に違いがあることが推測される．実践者と政策主体の子ども観の違いを埋めていく方法を見出し，実践することが児童養護理論を実践化する条件を整える手段となる²¹⁾．

ところで，日本においては子どもを権利主体として認める流れの中で「子供」から「子ども」へと表記が変化してきた歴史がある（網野2002：39-43）．第二次安倍内閣は2014年8月29日に閣議決定した「子供の貧困対策に関する大綱」以降，「子ども」ではなく「子供」という表記を用いている．このことは政策主体の子ども観のあらわれと言える．「子供」という表記を用いる政府によって，貧困対策のため将来のためと打ち出される民間から寄付を募る政策²²⁾などは，子どもの権利を尊重したものとなるとは言えない．

実践者の理論を養護施設実践として実行するには実践者の子ども観を分析することも課題とな

る。現在の養護施設実践にふさわしい児童養護理論を考究するため、引き続き養護施設実践を対象として理論、実践、政策の関係の分析をすすめていきたい。

注

- 1) 本稿において、戦時下戦争直後の子どもの実態を取り上げた時期は1931年2月18日の官報についての記述がもっとも古く(11ページ)、1949年6月5日発行の『石神井学園史』で現在の様子を述べた堀の記述がもっとも後年になる(7ページ)。
- 2) 吉田は次のように述べている。「『理論』は『思想』と異なり、理論に論理的責任を持たなければならないのは言うまでもない」「『理論』と『思想』の混乱は避けなければならないが、日本の社会福祉研究には、『思想』の援助がなければ成立できず、両者の『緊張』と『協力』が必要であると思っていた」「通常、社会福祉の要素は対象・主体・方法の三つとされてきた。これに思想を加える場合もある。いま少し詳しくいえば、(1)対象=社会問題→生活不安→生活者→個々の福祉ニード、(2)主体=政策・実践、(3)方法=運動・組織サービスになろう。思想は価値・動機・目的・世界観等が挙げられる」(吉田1995:2,17)としている。この例に従った場合、本稿における理論の操作的定義は思想を含むことになる。一方で、吉田が当該文献において「理論」としているのは極めて限定的であり、本稿で取り扱う理論とは水準が異なることを断っておく。理論の構成要素をどのように精査していくかという点については、今後の課題としたい。
- 3) 石岡は、「労作教育が労働を通じた人格陶冶にその最終目標を置いていたのに対し、職業指導(Vocational Guidance)は適性を判定し適職に導くための『ガイダンス』であり、発達への指向性は希薄である」と指摘している(石岡2007)。
- 4) 1940年9月に内務省が訓令第17号として発した「部落会町内会等整備要綱」に基づいて、部落会、町内会、隣組などの隣保組織が「国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮」し、生活物資全般がこれらの組織を通じて配給されるようになったという(鈴木1992)。たとえば、至誠学園(東京)の高橋田鶴子は「生活は先ず隣組の事からで40名近くでも一世帯と見なされ配給は不利なので、町会長さんに事情を訴え、大人を代表者として五分し一組として新しく認めて頂き、油やマッチ等を少しでも多く配給を有利にしました」(全社協養護施設協議会1976:27)と述べており、配給の分配方法は施設によって異なっていたことがわかる。
- 5) 仙台基督教育児院は1944年1月に軍人遺族東京職業補導所の疎開を受けた(仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会1994:281)。
- 6) 佐藤の指摘によれば、指導教員の片倉仁は「徴用にとられてしまった」(佐藤1952b)とある。
- 7) 松本によれば、それまで成人施設内で看護婦の世話を受けていた乳幼児のために、1933年に独立施設が用意されたとされている。看護婦のみで行われていた乳幼児の世話に、保母が加わるようになった1937年、初めての保母志々多江子は次のように語っている。「私が最初に入った当時、乳児室のことは看護婦さんがやっていました。でもただ注射して、食べさせて、牛乳飲ましてやるのじゃいけないから、一時間でも抱っこしたらどうですかって言ったら、それはお医者さんがさせなかったですよ。大変だからっていうんですね、だから寝かせっぱなしですよ。それで、乳児室でも私たちがするようになったの。自分の子どもなら抱いたりおぶったりするでしょ、うぶぐるまに乗せて外に出したり、そういうのも一つの保育ですね。養育院の庭を散歩したのですが、外に出るとキャーキャー泣くんですよ。外に出るということがありませんでしたから、怖かったんですね。手を握って歩いているときはいいんですけどね」(松本1997)
- 8) 堀は「創設以来五千に近い出身者の調査補導のため旧巣鴨分院施設中ロータリー・ホームを存置改造し、昭和十八年三月三十一日生活補導館を開設している」(東京都石神井学園1949:74-75)と紹介しているが、『養育院百年史』は「昭和17年3月末、(中略)堀文次を館長として開設された」(東京都養育院1974:331)としており、堀の記述と1年の誤差がある。

- 9) 『養育院百年史』によれば、1946年3月使用開始となっている（東京都養育院 1974：453）
- 10) GHQが厳しい命令を出した背景として松島の回想が興味深い。「片や深刻な食糧危機があるので、食べ物のところに子どもはたかるわけですね。それも、日本人の持っている食べ物にたかっているちはよかったです。ところが、東京駅前の郵船ビルなんていうのは、ほとんどGHQが使いましたね。その裏かたに炊事場があって、残ったパンや肉が捨てられる。子どもはそれをちゃんと知っているから盗りに入る。金のあるところ、食べ物のあるところをちゃんと子どもたちは選別して、警察よりも上等なリストを持っていました。（中略）そうやって盗んだ食べ物を、宮城前で料理するんです。松の根っこに穴を掘って、あまり火が目立たないようにして。これもGHQに嫌われるんです。」（児童福祉法研究会 1995）
- 11) 金城は1937年東京市の保母採用試験に合格し、1938年4月37歳で保母長として就職。1948年1月1日に児童相談所に異動（金城 1980：351, 399）。金城自身によれば、堀文次は金城のことを「勝ってくれた上司」だったという（金城 1980：381）。松本（1997）によれば、当時の保母が短期間で退職するなか、金城は沖縄出身で初代保母長後任として就職。沖縄出身、数々の修羅場をくぐってきた人だけに、少々なことでは動じない強さと子どもたちへの深い共感をもち処遇の改善に努力したという。
- 12) 『仙台基督教教育院八十八年史』には「青少年二賜ハリタル勸語」となっているが、『『大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ』と結ばれている同勸語である」とあるので、「青少年学徒二賜ハリタル勸語」（1939年5月22日）が正しいと考えられる。（文部科学省 HP 参考 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317940.htm 2015年8月16日閲覧）
- 13) 全社協養護施設協議会（1966）では1945年6月20日となっているが、逸見（1994）では「昭和20年6月28日」となっている。
- 14) 救護法は1929年公布、1932年施行された。その後、この法律の諸規定は母子保護法（1937年）、社会事業法（1938年）などに分化し、戦後1946年に廃止された。（社会福祉辞典編集委員会 2002）
- 15) 永岡（2002）が指摘をするように、「GHQの指導と厚生省および社会事業関係者の受容の関係は単純ではなかった」としても、当時、厚生省児童局企画課の松崎芳伸や厚生省生活局生活課長兼保護課長の葛西嘉資の証言から、「GHQは、私はそれほど、法律の条文について、文句を言ったという記憶はない」（全社協養護施設協議会 1976：61）ことや、「PHW（公衆衛生福祉部）だけは（厚生省と）方向が同じ」（カッコ内筆者、葛西 1982）ということがわかる。
- 16) 『全養協 20年の歩み』にはフラナガン神父の言葉や態度に関して「全国の施設当事者は非常に鼓舞激励を感じたことであり、又、同神父の来日を機に、それまでとかく検察的であった占領行政にもようやく潤いが出てきたことが明白に感ぜられるようになったこと、更に同神父の児童愛の思想がマスコミを通じて一般国民に知らされたことにより、孤児、浮浪児に対する一般国民の理解にも非常に好影響があったことも見逃せない事実である」と述べている。（全社協養護施設協議会 1966：32-33）
- 17) CIE 民間情報教育局（Civil information on and Education Section）はGHQの正式な発足に先立つ1945年9月22日に日本と朝鮮（韓国）の広報、教育、宗教その他の社会学的問題に関する施策について最高司令官に助言するために米太平洋陸軍総司令部（GHQ/USAFAPAC）の専門部として設置され、同年10月2日にGHQ/SCAPに移管された（SCAP一般命令第4号）。CIEは教育全般・教育関係者の適格審査・各種メディア・芸術・宗教・世論調査・文化保護財等、教育及び文化に関する極めて広範囲にわたる諸改革を指導し、監督した（国立国会図書館リサーチナビ）。
- 18) 『養育院百年史』の編纂に携わった林千代は「戦後、保護者を失った戦争孤児を、国は助けてなんてくれませんでした」と語っている（大田他 2015：15）。
- 19) 戦争によって「浮浪児」となった孤児たちが、どのようにして生きてこなければならなかったかということは石井の著書などに詳しい（石井 2014）。
- 20) この点について永岡は、戦後社会福祉思想の前提を考える上で重要な問題とした戦時厚生事業の思想的展開に対する論点のひとつとしている（永岡 2002）。
- 21) 片岡は高度経済成長期において実践者のソーシャルアクションが政策主体の子どもに対する認識を變

化させたことを指摘した(片岡2013)。

- 22)「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定(2014年8月29日)、「子供の未来応援国民運動」趣意書採択(2015年4月2日)、「子供の貧困対策 子供の未来応援プロジェクト」子供の未来応援基金開始(2015年10月1日)など枚挙に暇がない。

文献

- 網野武博(2002)『児童福祉学<子ども主体>への学際的アプローチ』中央法規。
- 荒川幾男(2007)『世界大百科事典』平凡社, 383。
- 千葉県衛生部栄養課(1948)『児童福祉施設実態調査報告書』。
- 羽曳野中学校編(1952)『羽曳野学校:戦災孤児の生活記録』駸々堂。
- 逸見勝亮(1994)「第二次世界大戦後の日本における浮浪児・戦災孤児の歴史」『日本の教育史学』37, 99-115。
- 本間敏行・阿部早也香(2010)「仙台キリスト教育児院における生活と空間の変遷に関する研究:その2 北四番丁時代後期~小松島移転」『日本建築学会東北支部研究報告集 計画系』73, 183-86。
- 石井光太(2014)『浮浪児1945-戦争が生んだ子供たち』新潮社。
- 石岡 学(2007)「1920年代における学校教育に対する職業指導導入の論理—社会政策としての職業指導と教育政策としての職業指導」『教育学研究』74(1), 1-12。
- 児童福祉法研究会(1977)「資料 その1 戦災遺児保護対策要綱」『児童福祉法研究』1, 69-70。
- 児童福祉法研究会(1995)「松島正儀先生に聞く」『児童福祉法研究』6, 41-42。
- 上笹一郎(1985)「鐘の鳴る丘」『日本大百科全書 5』小学館, 564。
- 葛西嘉資(1982)「占領下の厚生行政について」吉田久一・一番ヶ瀬康子編『昭和社會事業史への証言』ドメス出版, 99-121。
- 片岡志保(2013)「高度経済成長期の児童養護施設における中学卒業児童の進路に対する実践と政策の変遷」『社会福祉学』54(2), 19-31。
- 菊田一夫(1952)『鐘の鳴る丘』前後一七年間の放送を顧みて『文藝春秋』30(9), 156-161。
- 金城芳子(1980)『なはをんな一代記』ほるぷ出版。
- 丸山高司(1998)『哲学・思想事典』岩波書店, 663。
- 松本園子(1997)「子どもの生活と福祉の歴史(1) 養育院育児室の子どもたち:貧困と家庭崩壊の中で」『幼児の教育』16-23。
- 村岡末広・瓜単憲三・大谷嘉朗他(1970)「座談会 養護施設の中の児童観 児童処遇と養育観」全社協全国養護施設協議会『児童養護』2。
- 永岡正己(2002)「第1章 戦後社会福祉思想の形成と展開」阿部志郎・右田紀久恵・宮田和明編『戦後社会福祉の総括と二一世紀への展望 II 思想と理論』ドメス出版, 19-72。
- 新村 出編(2008)『広辞苑 第六版』岩波書店。
- 大田昌秀・浅井春夫・植田 章他編著(2015)『戦争と福祉についてボくらが考えていること』本の泉社。
- 小俣一平(2012)「インターネット時代の『キャンペーン報道』の意義を探る~NHK『ミドルエイジクラ イシス』キャンペーンを事例として」『放送研究と調査』62(5), 2-17。
- 佐藤利雄(1952a)『陽なたの孤児』日本出版協同株式会社。
- 佐藤利雄(1952b)『チャイムの塔』法政大学出版局。
- 仙台基督教育児院八十八年史編纂委員会編(1994)『仙台基督教育児院八十八年史』。
- 仙台キリスト教育児院100年史編纂実行委員編(2006)『仙台キリスト教育児院一〇〇年史』。
- 品川歴史館(2006)「常設展示の解説シートNo. 6『品川の学童疎開—戦時下の子どもたち』」。
- 鈴木孝光(1992)「戦次期日本の学童疎開」『応用社会学研究』34, 25-46。
- 社会福祉研究所(1978)『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』。
- 社会福祉辞典編集委員会(2002)『社会福祉辞典』大月書店, 90。

東京都石神井学園（1949）『石神井学園史』。

東京都養育院（1974）『養育院百年史』。

浦辺 史（1957）「児童・少年保護立法の発達」『家族問題と家族法Ⅳ 親子』酒井書店，319-80。

浦辺 史（1977）「第2章 児童の施設養護の発達—日本の歴史と現状—」『新版 施設養護論』ミネル
ヴァ書房，20-33。

安江正一（1940）「育兒施設の経営問題」『社会事業』24（5），48-58。

吉田久一（1979）『現代社会事業史研究』勁草書房。

吉田久一（1995）『日本社会福祉理論史』勁草書房。

全社協養護施設協議会（1966）『全養協 20年の歩み』。

全社協養護施設協議会（1976）『養護施設 30年』。

全社協養護施設協議会（1986）『養護施設の 40年 原点と方向をさぐる』。